

議案第 6 0 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市新病院建設基本計画による新病院の開院に伴い、小田原市立病院の名称を変更する等のため改正する。

[内 容]

1 病院の名称の変更（第 2 条関係）

病院の名称を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
小田原市立総合医療センター	小田原市立病院

2 診療科目の整備（第 4 条関係）

(1) 診療科目の変更

市立病院の診療科目を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
耳 鼻 咽 喉 科 頭 頸 部 外 科	耳鼻咽喉科・頭頸部外科

(2) 診療科目の追加

市立総合医療センターの診療科目に緩和ケア外科及び歯科口腔外科を加えることとする。

3 病床数の変更（第 4 条関係）

市立総合医療センターの病床数は、一般病床 4 0 6 床（現行は、一般病床 4 1 7 床）とすることとする。

4 小田原市立病院運営審議会の名称の変更（別表関係）

小田原市立病院運営審議会の名称を小田原市病院事業運営審議会に変更することとする。

5 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整備（改正条例附則第 2 項～第 4 項関係）

次の条例について、1 に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市職員の定年等に関する条例（附則第 4 項関係）

(2) 小田原市看護師等奨学金貸付条例（第 1 条、第 2 条、第 9 条及び第 1 0 条関係）

(3) 小田原市立病院新病院建設基金条例（題名及び第 1 条関係）

6 その他

規定を整備することとする。

[適用]

1 診療科目の変更

公布の日

2 上記以外

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日